

# 鉱業先進国オーストラリアにおける 民主制度の変質とネットワーク

## **Deterioration of institution for democracy and network in Australia as mineral developed country**

ノーザンテリトリーの三事例を中心として

Through three cases in Northern Territory

栗 田 英 幸

### **Abstract**

From series of my studies, the Philippines, not categorized as mineral country, has been suffered from ‘Resource Curse’ by unknown infection route. Though ‘Resource Curse’ theory hardly mentions, the difficulty of agreement between residents and companies (with government) also become a strong factor deteriorating institution for democracy, which joins to major infection route to the ‘Resource Curse’.

The paper tries to analyze cases of Australia where many papers mention as success story to overcome the ‘Resource Curse’. Had Australia really overcome the difficulty of agreement relating with deterioration of democracy? If so, how?

Followings are found. 1) Though the difficulty has not been connected with nation wide deterioration of democracy, 2) Australia has still been suffering with the difficulty of agreement as development dilemma. Under the dilemma two contrastive cases can be seen, 3) residents supported from functionable glocal network, meaning being able to use self-regulations of corporation, can reject projects on one hand, 4) residents without functionable one still faces deterioration of democracy and acceptance of project on the other.

## はじめに

資源依存社会が不安定化する傾向を「資源の呪い」と呼ぶ。1990年代の研究では、資源依存経済が非依存経済に比して低い成長を示す現象とその背後にある経済理論に限定されて論じられてきたが (Auty 1993) (Sachs and Warner 1995)、2000年前後より政治経済学の領域に分析が拡大されていった (Ross 2001) (Collier and Hoeffler 2004) (Mehlum et al. 2006)。この結果、多くの研究が、資源利益の不安定な収入を起点に、権威主義化および社会分節化を伴う制度変質を媒介とし、社会全般の不安定化・悪化を帰結とする現象として、包括的に「資源の呪い」を捉えるようになってきている (Auty ed. 2004) (Arezki et al. eds. 2012) (Collier 2010) (Humphreys et al. eds. 2007) (Robinson et al. 2006)。

しかし、フィリピンで数多くの大規模資源開発の事例を調査し、また鉱業政策の史的展開について分析してきた筆者は、以下四点に要約するように (図 1)、少なくともフィリピンが豊富な資源を出発点としつつも、別のルートから権威主義化、社会分節化を生じさせてきたことを明らかにし、さらに、その被害を軽減もしくは克服する上での重要な要因としてグローバルネットワーク<sup>1)</sup>の機能に注目してきた (栗田 2005) (栗田 2008 a) (栗田 2008 b)。

- 1) ハイリスク・ハイリターン構造が資源開発推進主体によるリスク回避行動傾向を強くするが、フィリピンのような民主制度の弱い国で、その行動余地は拡大される
- 2) 結果、大規模資源開発に必要な地域住民の円滑な合意形成を強引に推し進めるための制度が構築・執行されるが、それは、一方で必然的に民主制度の変質を伴うが故に非民主的な権威主義制度へ依存する社会構造を生みだし、他方で深刻な被害と被害者の無力感、ひいては強力な非合法的抵抗を生じさ

---

1) 著者は、グローバルネットワークを、「ローカルからグローバルにかけて、さまざまなレベルにわたって複雑に張り巡らされ、ある目的のために機能するネットワーク」として定義している (栗田 2005)。

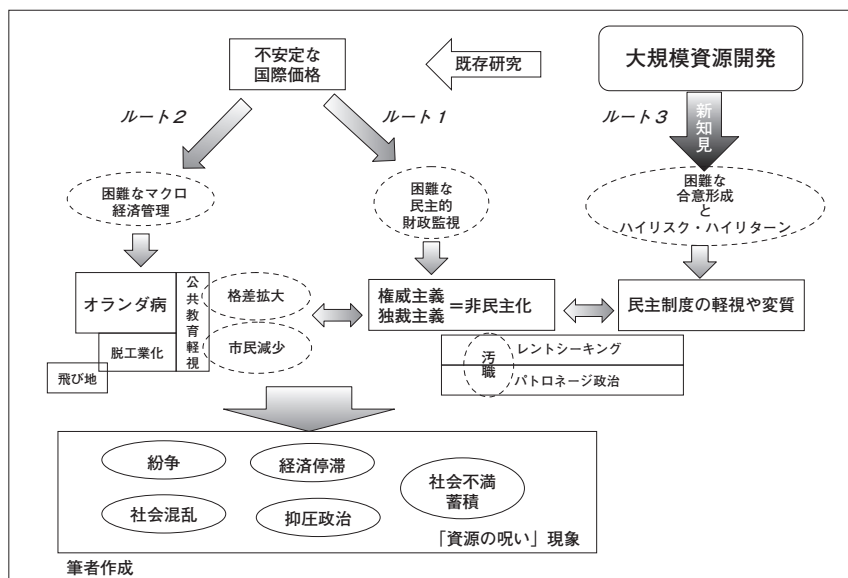


図1 「資源の呪い」への3つのルート

せることによって、社会不安定化の大きな要因となっている

- 3) 「資源の呪い」は資源産業に対する経済的重要度のみで発現するのではなく、政治的重要性からも発現する
- 4) 地域住民を一方の起点とし、NGOを媒介としてグローバルな市民社会とつながるグローバルネットワークが機能するならば、資源開発を担う多国籍企業の民主制度を組み込んだ自主規制が機能するため、環境や人権に関する問題の予防もしくは軽減につながり得る

本稿は、フィリピンでの分析から得られた知見が、鉱業先進国と呼ばれるオーストラリアにおいてどの程度の妥当性があるのかを検証しようとする試みの第一弾である。しばしば、オーストラリアは、カナダやノルウェー、米国と並び、「資源の呪い」を克服し、豊富な資源の開発を民主主義と両立させている国として認識されてきた<sup>2)</sup>。しかし、成功例としての詳細な分析は、海底油

田に依存したノルウェーに集中し、その分析内容も資源収入に関する民主的なチェック&バランスに限られている<sup>3)</sup> (Larsen 2005) (Ekeli and Sy 2011)。「資源の呪い」研究において、筆者の注目する「住民合意形成の著しい困難性」に振り回されているカナダ、米国、オーストラリアの大規模資源開発産業<sup>4)</sup>、特に鉱業と鉱業を取り巻く民主制度の関係が、「資源の呪い」研究の分析の俎上に載せられることはない。また、ノルウェーの民主的なチェック&バランスに関する分析においても、油田の発見が民主制度の十分確立した後であったことから、資源依存後に民主化を推し進めなければならない「資源の呪い」に苛まれる国々への知見は大きく制限されざるを得ない (Ekeli et al. 2011)。

オーストラリアは、その広大な土地と豊富な天然資源をベースとした産業に依存した社会構造を作り上げた後、経済成長および特にアボリジニに関して民主化を推し進めてきた。大規模な資源産業と民主主義との共存、特に、アボリジニ文化との共存は、1992年のマボ判決 (Mabo v. Queensland (No. 2) 1992)、95年の先住民権利法 (Native Title Act)、そして、96年のウィック判決 (Wik Peoples v. Queensland 1996) を通して、オーストラリアの多文化共存政策を大きく進めたかにみえる。そして、この変化は、一国にとどまらず、オーストラリアをベースとする巨大な多国籍資源開発企業の開発方針の転換を媒介として、世界中の資源開発環境の転換を促す大きな契機ともなった。国際連合や世界銀行のみならず、時には巨大多国籍企業がイニシアティブをとりながら、国

2) Mehlum et al. (2006) は、モデル分析を通して、制度が生産的活動とレントシーキング活動のどちらの企業活動をより効率的にするのかによって、資源による経済成長への正負の影響を決定すると結論づけた。生産活動に有利な制度、すなわち透明性が高く民主的な制度や罰則の厳しい制度であるならば、資源の豊富さは経済成長に有利に働くこととなるが、その例として、オーストラリア、カナダ、ノルウェー、ボツワナが位置づけられている。

3) 「南」諸国の成功例としては、ボツワナ、チリ、インドネシアが分析対象として用いられているが、これら諸国の分析もチェック&バランスおよび経済の多様化に限られている。例えば、Gelb (2011)、Acemogle et al. (2003)、Eifert et al. (2003)、Usui (1997) を参照。

4) 1990年代に入って、米国、カナダの鉱山において環境許可書を獲得するのに平均で5年以上もの期間が必要とされ、また地域住民やNGOから提訴されて操業が中断される事態もしばしば生じるようになり、開発・操業企業はこのような経営環境変化を深刻なリスクとして捉えるようになってきた (Otto et al. 1998)。

家および国際機関、そして世界中の先住民グループを巻き込み、資源開発と先住民との共存のあり方、資源開発への先住民の参加のあり方を積極的に模索し始めたのである。

多国籍資源開発企業の転換は、オーストラリアにおいて発揮された、NGOを媒介とする市民社会の強力な監視および政治圧力によって実現したものであった。しかし、他方でこの大転換を可能とした市民社会は、オーストラリア国内のみで完結しているのではなく、世界中の多種多様な運動や出来事の蓄積に支えられて初めて強力な影響力を発揮したものである。オーストラリア、カナダ、米国などの先進鉱業国では住民との合意困難性が鉱業の大きな不安定要因として認識されるようになり、その困難性を強める市民ネットワークは先進国のみならず途上国へも急激に拡大し、または、途上国のネットワークと接合している（栗田 2006）。

実際、多国籍資源開発企業は、この市民圧力が近い将来、オーストラリアや米国、カナダ等の先進国を越えて、途上国の資源開発をも困難化させると予測し、また、国際援助機関も途上国で急速に活発化する資源開発が深刻な環境破壊や人権侵害、非民主化、社会不安定化させることに懸念してきた。これら両者の思惑が一致した解決手段が、多国籍企業の自主規制とその基盤としてのベストプラクティスに他ならない。豊富な技術と経験と資金力を有する多国籍企業であるならば、ベストプラクティスによって貫かれたその自主規制は、「北」はもちろんのこと、「南」の非民主的な法制度の下でも環境や人権を守り、地域の発展を促し、民主化の流れを妨げることもなく、したがって、社会や経済の発展に大きく寄与するという訳である。

自主規制の機能に関して、大枠としてのガバナンスの枠組みや国際的な協調戦略については、ある程度の行動実績と研究成果が蓄積されている（Walker and Howard 2002）（Shultz 2005）（Humphreys et al, ed. 2007）。本稿の問題意識である合意形成に関する主な自主規制としては、企業それぞれが独自に課しているベストプラクティスを基軸とした自主規制に加えて、持続可能な鉱業の確立を目的として関連企業によって設立されたICMM（International Council on

Mining and Metals) が作成したICMM Sustainable Development Framework<sup>5)</sup>、国連のイニシアティブの下で国際的に活動する企業が遵守すべき10項目を提示しているGlobal Compact<sup>6)</sup> 等があり、それぞれが地域住民の参加や人権、環境や汚職、透明性、アカウンタビリティ等の積極的な改善と遵守を主張している。

しかし、驚くべきことに、自主規制を機能させる前提条件であるはずの圧力グループや圧力を支えるネットワークについての具体的な分析は、それら研究の中でほとんどなされていない。多国籍企業が自主規制を鉱山開発の前面に出すに至った背景を鑑みるならば、そこで最も大きな圧力となったのは、鉱山反対グループおよび反政府組織のネットワークに他ならない。その最大圧力グループを排除した分析や枠組みの構築に偏重するならば<sup>7)</sup>、その結果は自主規制の枠組みの形骸化でしかないだろう。未だ世界中の鉱山現場で被害と摩擦が蔓延している理由のひとつは、ここにこそある。

このようなオーストラリアの経験と自主規制に関する研究の現状をフィリピンから得られた知見と交差させるならば、以下のような疑問がわき上がってくる。アボリジニの鉱山開発に対する合意困難性、言い換えるならば、開発プロセスへの参加困難性は、オーストラリアの民主的な制度にどのような影響を与え、また、どのように克服されてきたのであろうか。その際、企業の自主規制はどのような役割を果たしているのであろうか。そして、民主制度への影響や自主規制の機能とアボリジニの主張を代弁するネットワーク、特に鉱山開発に

---

5) <http://www.icmm.com/our-work/sustainable-development-framework>参照。

6) <http://www.unglobalcompact.org>参照。

7) 反政府組織のネットワークについては、紛争研究において、その資金および武器のルートを明らかにしようとする多くの蓄積が存在する。しかし、この分野の既存研究は、Bannon and Collier ed. (2003) やRoss (2003) に顕著のように、資源利益に対する欲望を反政府組織や武力組織の原動力もしくは必要不可欠の基盤として認識することからスタートするものに偏重してしまうため、多くの地域住民が反政府ネットワークに直接参加もしくは間接支援する理由としての不満が十分に分析されていない。そして、命の危険を伴う反政府組織へ数多くの地域住民を参加させる資源開発の構造的問題は、単なる利益分配の失敗や住民の無知の問題として簡単にしか触れられていないのである。資源開発と地域住民との共存の困難性についての認識の深化こそが、少なくとも対策考案を目的とした研究のスタート地点として求められるのではないだろうか。

真っ向から反対するネットワークはどのように連関するのであろうか。

以上の疑問を明らかにするために、以下、本稿は、アボリジニと鉱業との両立困難性について簡単に整理した後、まず、オーストラリアのNT（北部準州）を取り上げ、鉱山開発におけるアボリジニの位置づけとその変遷を外観する。栗田（2005）は、1970年前後に生じたグローバルネットワークの大きな張り替えが世界中の鉱業制度をナショナリズム色の強い制度へと大きく転換させたこと、まさに国益と化した鉱業利益故に深刻化した被害が90年前後から生じる新たなグローバルネットワークの張り替えと持続可能性を根拠とする鉱業制度への転換を促したことを明らかにした。オーストラリアでの詳細な変化の叙述は別項に譲らざるを得ないが、オーストラリアが程度の差こそあれ、「南」鉱業国と同様の変化を辿り、先取りしてきたことを明らかにする。

つづいて、NTにおける三つの事例を通して、グローバルネットワークおよび多国籍企業の自主規制の機能を抽出する。機能的なグローバルネットワークを十分に構築できていない1970年代に開発が進められたレンジャー（Ranger）鉱山、その後、効果的なグローバルネットワークを構築しながら臨み、また

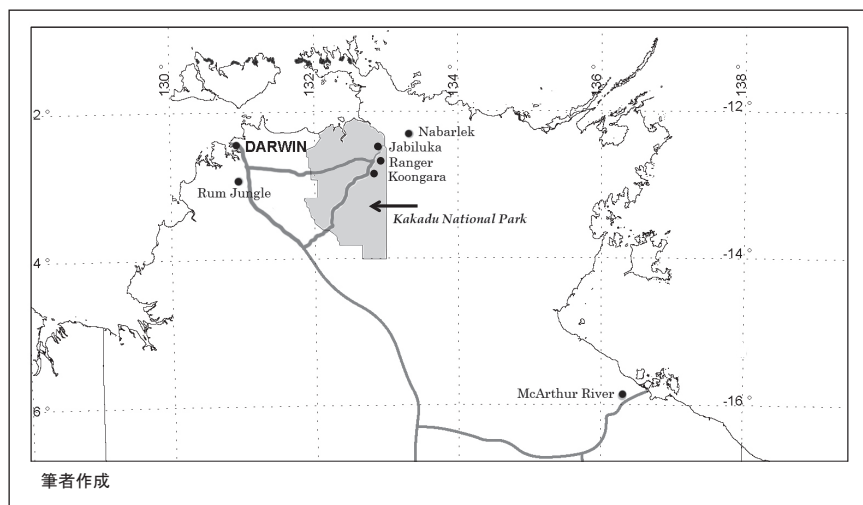


図2 北部準州の鉱山ロケーション図

自主規制を機能させたジャビルカ（Jabiluka）鉱山反対運動、そして、ジャビルカと同時期、同制度の下であるにもかかわらず、効果的なグローバルネットワークの不在により民主制度の変質と自主規制の機能不全を生じさせているマッカーサーリバー（MacArthur River）鉱山の三事例の比較は、グローバルネットワークの機能と民主制度との連関、その中での多国籍企業の自主規制に関して、新たな側面を明らかにする上で適切な組み合わせといえる。

## 1. オーストラリアにおける鉱業および民主化阻害要因

### 1-1. オーストラリアの鉱業制度

連邦制を採用するオーストラリアにおいて、資源産業は連邦法と州法もしくは準州法の二種類の法律によって規定される。本研究の関心であるアボリジニの土地での鉱山開発合意に関して重要なものは、連邦政府で規定する先住民族権利法（Native Title Act 1993）、環境保護および生物多様性保全法（Environmental Protection and Biodiversity Conservation Act 1999：以下、EPBC法）、そして、各州で規定する鉱業法、環境関連法、先住民族土地関連法である。

各州によって地域住民との合意手続きに多少の相違こそあるものの、大枠としての手続きの流れは大きく異ならない。地域住民への社会影響調査および対話・コンサルテーションを含めた環境影響評価（EIA）が課されており、さらに、探鉱プロセスにおいて地域住民との合意形成がなされなければならない。特に、環境への影響が甚大だと判断される鉱山のような開発に関しては、より詳細な環境影響についての調査・対策として環境影響ステートメント（Environmental Impact Statement：EIS）<sup>8)</sup>を提出し、EISに関して政府からの許可を得なければならない。合意に際して、アボリジニの土地の場合は、先住権者のみならず、その先住民族の所属する先住民族土地管理協会（本稿事例の場合は、北部土地評議会）、および所轄大臣の許可も必要とされる。交渉は、先

---

8) ビクトリア州では、EES（Environmental Effects Statement）と呼ばれる。



住権保有者・グループの意向を代弁する先住民土地管理協会と企業との間で行われ、先住権保有者が拒否権を行使した場合には、その後5年間は交渉できない。5年後に所轄大臣の新たな許可の下で先住民土地管理協会を通して再び交渉を開始することとなる。

## 1-2. 資源開発とドリーミングの矛盾

アボリジニは、カントリーと呼ぶ広大な土地と世界の始まり（＝創世の時代）から現在、未来という時の流れ、そして、自然やスピリチュアルな存在との関係に関して、ドリーミングと呼ばれる独特の認識を神話や歌の中で維持し、その認識に従ってカントリーを伝統的に管理してきた。伝統を担うアボリジニたちは、季節や適切なサイクルでその物語の足跡を辿り、風景をも含めた物語の舞台、自然環境を維持し、過去と未来の間においてその物語を紡ぎ出していかなければならないのである。

大規模資源開発を試みる企業および開発の枠組みを整備する政府は、アボリジニと共存するため、カントリーを管理するアボリジニグループの代表者を見つけ出し、もしくは選定し、ドリーミングにとって大切な場所を聞き出し、その場所を開発地域から除外することによって、さらに、資源利益を分配することによって、民主的な手法で開発合意を獲得しようとしてきた。特に1970年代をひとつの境として、そのような「民主的」かつ「公正」な開発手続きが積極的に模索され、経験が蓄積され、政策として洗練化されてきた。

しかし、現在に至る数多くの事例は、未だに資源開発とドリーミングとの棲み分けおよび利益の分配が上手くいっていない事実を物語っている。多くの文化人類学者が指摘するように、あまりにも広大で予測不可能かつ深刻な開発インパクトをアボリジニの社会、文化が受け切れておらず、その歪みがアボリジニ社会・文化へと押しつけられてきているのである。

オーストラリアやパプアニューギニアを中心に維持されているドリーミングは多様であり、また、未だ秘密裏に伝承されているものが多いため、一概にまとめられないが、例えば、オーストラリア、パプアニューギニア地域のアボリ

ジニ文化と鉱山開発との矛盾を描き出したRumsey and Einer ed.(2004)は、そもそもドリーミングの文脈の中で、代表者を選定し、個々の土地を切り取ることが不可能であると指摘する。独特の時間認識は、我々が認識するような過去から未来への不可逆的な一定の流れと異なるため決して創世期および過去の自然や風景のみの維持に縛られるものではなく、代表者がカントリーすべてのドリーミングに関する神話や歌、そしてインスピレーションを代表できるものではなく、さらに部分的とはいえ、自然や風景の変化が、未来に生じうるインスピレーションをも含んだ文化に与える影響を予測することもできない。さらに、資源開発を通じた巨額の分配利益も文化的な生活を破壊するのみならず、家庭内暴力や麻薬・アルコール中毒の問題をアボリジニ社会に蔓延させる一助となっている (Collins 2000)。

したがって、大規模開発を不可避とする資源産業の発展を前提とするならば、アボリジニ政策もしくは資源政策は、本質的にはアボリジニの排除か近代社会への同化の二者択一しかない。言い換えるならば、アボリジニの先住民族の権利としての開発拒否権<sup>9)</sup>を十分に尊重し、アボリジニもドリーミングを維持しようとするならば、多くの大規模資源開発プロジェクトは、アボリジニから拒否されることとなるだろう。

特に第二次世界大戦以降のオーストラリアにおける民主化の変遷は、資源産業におけるアボリジニ先住民族の権利向上および開発への参加余地増大の歴史であるといつて良い。しかし、表面的にはアボリジニ政策のさまざまな改善を装いつつも、開発プロジェクトの度に先住権と資源開発の矛盾をえぐり出すこととなる。

### 1-3. レンジャー鉱山前史としてのウランとアボリジニ

ノーザンテリトリー (以下、NT) での大規模な資源の開発や利用は、1788

---

9) 先住民族権利としての資源開発拒否権の是非については、未だに産業界から強い反発があり、国際的なコンセンサスには至っていない。

年にオーストラリアがイギリスによって領有されて以降、1820年代から30年代にかけてのダーウィン入植がことごとく失敗に帰し、その後68年にNT地方政府が設立され、翌年にダーウィンに港が整備されたことを契機とする。ダーウィンをひとつの重要な起点とした内陸へのアクセス環境が整備された結果、バッファローハンティングが軌道に乗り、さらに80年代の金発見の後は砂金採取のための移民も増加した。1911年、NTは連邦政府の統治下に入るが、第二次世界大戦までのNTの経済および人口の拡大を牽引したのは、主に砂金採取と金鉱山、バッファローとワニのハンティング、そして牛の放牧であった。

NTに限らず、オーストラリア全土において資源産業の活性化が、資源産業とアボリジニとの棲み分けを不可能にしたが、大規模な資源の開発・利用は、例外なく共存ではなく排除として現れることとなった。豊富な資源に加え、広大な土地の安価な利用と低賃金が、オーストラリア一次産業の競争力、ひいてはイギリスおよび米国からの投資や労働力としての移民といったオーストラリア経済の生命線を支えていたからである。他方、アボリジニには市民権すら与えられておらず、低い人権と強い差別・偏見が、アボリジニ排除に伴う被害に拍車をかけることとなった。

資源産業確立時における非人道的な手段の行使と悲惨な結果は、アボリジニの人権擁護運動の強力な原動力となり、連邦政府もこれまでのようにアボリジニの存在を単に無視することが政治的にできなくなった。つづく、第一次世界大戦、第二次世界大戦における挙国一致体制づくりもアボリジニの人権政策を大いに後押しする。しかし、その内容は最低限の手薄い保護の手と不十分な教育機会が差し伸べられた程度に過ぎず、先住民としての権利を認めるものでも資源産業の拡大をおしとどめるものでもなかった。

1937年に開催された初の連邦・州アボリジニ担当部局会議（Commonwealth/State conference on 'native welfare'）は、大規模資源開発に関して、それまでの保護という名のアボリジニの無視・排除政策から一歩進んで同化という名の合法的な排除政策への大きな契機となった。新たな政策は、開発拒否という選択肢をアボリジニに対して実質的に与えるものではなく、アボリジニに最低限の

土地所有を認め、その権利を行使し得る土地・文化観念を与えることによって、アボリジニと企業もしくは政府との土地売買の契約を可能とし、他方で資源産業からの利益をアボリジニが享受するための社会環境と能力を高めようとするものでしかなかったのである。

他方、第二次世界大戦後の核開発競争とその後のカントリー内での相次ぐウラン鉱床の発見は、アボリジニ政策と原子力政策を分かちがたく結びつけることとなる。1949年にダーウィンから南へ64kmにてウラン鉱床ラムジャングル (Rum Jungle) が発見されると、連邦政府はその4年後に原子力エネルギー法 (Atomic Energy Act 1953) を制定し、国策としてウランを経済政策および防衛政策の中心に位置づけた。その動きと連動するように、52年から63年までの12年間でイギリスとの共同による核実験が実施されたが、計10回 (モンテベロ島1回、エミューフィールド2回、マラリング7回) の大規模な核実験により、多くのアボリジニが被爆し、また、聖地や居住地を奪われることとなった (McClelland 1985)。

核とアボリジニに関する一連の出来事は、国レベルで小さく完結しているかに見えたアボリジニの先住民族権利運動を、より多様かつ広範囲なネットワークを有する2つの強力な運動、環境運動および反核・平和運動と結びつけることとなった。これら3つのネットワークこそが、その後、現在にまで至る鉱山反対運動のネットワークの基盤である。

## 2. レンジャー鉱山

### 2-1. 世界システムの揺れと闘争場としてのNT

1960年代に入りアリゲーター川流域地域 (以下、ARR : Alligator River Region) とその周辺でウラン探査が活発化したが、その成果として69年から70年にかけてナバレック (Nabarlek : 69年)、レンジャー (Renger : 70年)、クンガラ (Koongarra : 70年)、ジャビルカ (Jabiruka : 70年) と、次々にウラン鉱床が発見された。冷戦とレッセフェールに彩られた世界システムを根底から揺

るがす巨大なナショナリズムと市民運動の作り出すうねりが顕在化する時期でもある。NTは、既存の世界システムの維持・強化を目指す政治家および多国籍企業と既存の世界システムからはじき出されながらも力をつけてきた新たな勢力との生き残りをかけた闘争の舞台となった。

一方で、「南」から広がった経済ナショナリズムが実質的な成果として多国籍企業の独占利益を切り崩していく中で、鉱業を独占していたメジャーズと呼ばれる巨大な多国籍企業は、「南」からの撤退と政治的に安全なオーストラリア、カナダ、米国、南アフリカへの回帰を通してグローバルネットワークを縮小させていくが、他方で、「北」から台頭してきた環境運動、反核・平和運動、先住民運動がグローバルネットワークとして機能を開始し、さらに、その当初こそ左派の市民運動、大衆運動と結びつきつつも最終的に左派を切り離して権威主義化する「南」政府を中心とするグローバルネットワークが、振興工業国である日本や西ドイツの市場およびやはり両国からの「南」に有利な条件での投融資に支えられて急速に力をつけてきたからである（栗田 2005）。また、このような新たな対立構造の出現と既存勢力の弱体化は、「北」においても経済ナショナリズムを正当化し、国益を前面に押し出した強力な政策介入が実施される時期でもあった。

ウランの発見されたアリゲーター川地域は、豊富なウランを埋蔵する反面、多様かつ傷つきやすいユニークな生態系およびその生態系と密接に結びついた先住民文化を有している。このため、このARRは、冷戦期の核開発競争、経済ナショナリズム、多国籍企業の生き残り戦略、膨張する日本市場に刺激された投資意欲が、環境運動、反核・平和運動、先住民運動と真っ向から衝突する主戦場と化した。

それぞれの主張が強力な政治圧力と化してぶつかり合った結果、これまで保守自由党で安定していた連邦政府が急速に力をつけてきた革新労働党からの挑戦を受け、ウラン政策とアボリジニ政策も二党の間で大きく揺れ続けることとなる。自由党の下で推進されてきた従来 of 経済利益優先のウラン政策に対して、ウィットラム労働党の下で結束した左派は、1972年に政権を獲得すると、

ウラン政策を慎重姿勢へと一転させ、ARRの調査実施とその間のウラン鉱山開発手続きの凍結を宣言した<sup>10)</sup>。以降、自由党と労働党との間を政権は揺れ動くようになるが、どちらの政党とも重点の違いこそあれ、ウランを完全に捨て去ることもできず、他方で環境保護や先住権の向上を至上命題せざるを得ない点で違いはない。そして、この時期、ウラン開発、環境保全、先住権向上という三つの強力な要求を共存させるかに見える玉虫色の策として作り出されたのが、カカドゥ国立公園案である。

## 2-2. フォックス・レポート

カカドゥ国立公園計画の具体的な推進に先立ち、1971年、連邦政府はNTで活動するウラン探鉱・開発企業をキャンベラに呼び寄せて国立公園計画について説明し、国立公園の境界を決定するための今後数年間の調査期間中、ARR内での探鉱活動が許可されることと既発見鉱床の開発活動が国立公園から除外されることを伝えるとともに、ナバレックのQML (Queensland Mines Pty Ltd.) およびレンジャーのRUM (Ranger Uranium Mine Pty Ltd) とウラン輸出契約を結んだ (Grey 1994)。こうしてまずウラン探鉱・開発企業の不安を払拭した後、連邦政府は、ウラン鉱山開発手続きを一時中断し、ARRの環境とアボリジニに関する調査の準備に取りかかる。この調査の実施ととりまとめを担うために75年に立ち上げられたのが、その後のアボリジニと鉱業の関係を決定する上で重要な役割を果たすことになるレンジャーウラン環境調査委員会 (Ranger Uranium Environmental Inquiry Committee)、別名フォックス委員会である。

フォックス委員会に与えられた役割は、ウラン開発に関する賛否両論を再度精査し、その是非を吟味することである。しかし、上述のような企業への対応 (マクマホン自由党政権) や1974年の田中角栄首相のオーストラリア訪問に際しての日本へのウラン輸出の約束 (ウィットラム労働党政権) は、どちらの政

10) まだ、ウィットラム労働党政権下での反核運動の影響力はそれほど強いものではなかった。労働政権発足当時の反核の議論は、フランスでの核実験に関するものであり、国内のウラン開発に議論の矛先が向けられるのは、1974年頃からである (Adamson 2008)。

党にしる、その積極性の違いこそあれ、既にウラン鉱山の開発・輸出が政治的に決められていたことを示唆している<sup>11)</sup>。

フォックス委員会は、まず1976年にフォックス・レポートと呼ばれる報告書の第一巻 (Fox et al. 1976) を提出してウラン産業への参加の是非に結論を出した後、翌77年の第二巻 (Fox et al. 1977) でウラン鉱山と自然環境、アボリジニとの共存の枠組みを提起している。第一巻では、ウラン鉱山および原子力産業の設立の是非についての多角的な主張を取り上げ、オーストラリアがウラン鉱山開発に参加すべきであるとの結論を導き出す。ここで、アボリジニの多くがウランの鉱山開発に否定的であることに言及しているものの、その立場や状況は賛否に影響を与える要因として天秤にすら乗せられていない。

第二巻は、NTおよびアボリジニの経済状況、想定する国立公園内の生態系の豊かさについて整理し、それらの課題を克服する手段として国立公園案を位置づける。包括的な視点から分析されているようにも見えるが、その提案の大枠は当初の国立公園案と変わっていない。ウラン鉱山を除外して国立公園を設置し、ウラン鉱山から得られる利益を国立公園の管理費用とアボリジニの生活補助および権利向上のために用いるという以前からの国立公園案を正当化するだけのものであった。

この二冊の報告書を基盤として、ウラン鉱山推進、環境保護、アボリジニの生活および権利の向上が共存する場としてカカドゥ国立公園が形作られていくが、これは、実質的にはウラン鉱山の利益に完全に依存した自然保護およびアボリジニ支援という後戻り困難な構造が作り上げられていったことを意味する。当初の案との大きな違いは、予定どおり、近い将来開発されるべき鉱山としてレンジャーとナバレック、ジャビルカを位置づける一方で、湿地としての環境脆弱性故にクンガラが除外された点である (Fox et al. 1977)。

この国立公園計画がアボリジニに与える被害の可能性として論じているの

---

11) 自由党政権がフォックス委員会の調査を長期間待てたのは、オイルショック以降のウラン価格の長期低迷が価格回復までの期間の開発猶予を企業および政府に与えていたからに他ならない (Adamson 2008)。

は、放射能を含む廃棄物や鉱山労働者および国立公園への観光客が国立公園内へ流入することによって生じる環境破壊、健康被害、文化衝突、文化喪失である。報告書は、これらリスクが顕在化する可能性について言及しつつも、厳格な規制と監視によってリスクを十分に減少させ得ると結論づけた (Fox et al. 1977)。この第二巻の公表後、連邦政府は国立公園計画を実行に移し、凍結されていたレンジャー、ナバレック、ジャビルカの開発手続きを開始することとなる。

### 2-3. レンジャー鉱山

ARRで発見されたナバレック、レンジャー、ジャビルカ、クンガラ の4 鉱床の開発は、どれもドリミングに重要な土地を破壊し、将来の環境被害や被爆の危険を有するため、フォックス調査委員会や1973年に設立されたNLC (北部土地評議会) を通して、もしくはNT政府への嘆願書を通して、アボリジニの土地権者たちから反対が主張された。

さらに、オーストラリアで反核運動の中心を担うFoE (Friends of the Earth) やAFC (Australian Conservation Foundation) も1975年にそろってオーストラリアに設立され、77年にはオーストラリア全土で反ウラン鉱山・反原子力発電運動が展開され、ダーウィンやレンジャー鉱山もその運動拠点のひとつとして機能していくことになる。

加えて、これまでの開発および同化政策によるアボリジニの被害の深刻化と生活の困窮化、そして、アボリジニ文化に対する理解の向上は、アボリジニに関する同化政策とその後の統合政策の失敗を露呈させることとなった。その結果、1970年代初期よりアボリジニの独自の文化を尊重する自己決定政策がアボリジニ政策の理念として位置づけられることとなる。この変化を受けて76年に施行されたアボリジニ土地権利法 (Aboriginal Land Rights Act) では、鉱山開発において先住権者であるアボリジニの合意が必要とされ、また合意に強制や虚偽、誤解が入らないように、アボリジニの文化に詳しい白人やアボリジニの代表たちによって構成される土地管理委員会 (ARRにおいては、NLC) が開



発主体にかわって先住権者との合意交渉に臨むよう規定されている。そして、フォックス委員会が十分に実感していたように（後述）、この法律が先住民族の自己決定を尊重するのであれば、この法律が文言通り機能するのであれば、ウラン鉱山の開発が先住権者から許可されることはなかったはずであった。

しかし、実際には、1975年に労働党から政権を奪還したフレーザー自由党政権は、アボリジニ土地権利法施行以前に開発契約を政府と締結していたレンジャー、ナバレック、ジャビルカでの拒否権を除外し、形骸化した合意形成を推し進めようとしたのである。このような動きに対して、先住権者および市民組織は強い反対の意を示したが、当時のARRは距離的にも意識的にも、そして文化的にも、法制度を文言通りに機能させるには、あまりにも遠かった。当時高級だったランドクルーザーや小型飛行機の利用はNGOにとって困難であり、それ以上にそこに住むアボリジニとの意識のギャップがあまりにも大きかったのである。また、白人との交渉に自信も経験も乏しいアボリジニたちにとっても白人中心の市民組織を信用しきれず、市民運動の知識や経験、ネットワークを十分に利用することができなかった<sup>12)</sup>。

さらに、アボリジニ先住権者の立場を擁護するはずのNLCもNT政府や連邦政府、開発企業に対して、鉱山に否定的な姿勢を伝えこそすれども、先住権者に対して実質的な鉱山拒否の選択肢を与えず、最終的にはその本来の役割を果たすことはできなかった<sup>13)</sup>。

1977年、フォックス委員会の報告を受けて、連邦政府がウラン鉱山推進を公

---

12) ACFによるジャビルカ鉱山反対運動で中心的役割を果たして来たデーブ（Dave Sweeney）および現在ミラル氏族側のウラン反対運動の母体であるGACにて執行委員を担うジャスティン（Justin O'Brien）は、当時の反対活動ネットワークが効果的に機能しなかった理由として、NGOサイドの環境保護運動とミラル氏族たちの土地に対する責務との間に横たわる活動方向性のギャップが、信頼構築の障害となったことを指摘している（Sweeney 2008）（O'Brien 2011）。

13) 当時の映像（ブラッドベリ 1998）や先住権者であったトビー、彼の娘イヴォンヌ（Yvonne Margarula）による証言は、トビー、そしてミラルの先住権者のメンバーがウラン鉱山に強い拒否感を持っていたにもかかわらず、最終的には白人および白人社会への不信、アボリジニであることの無力感と諦め、精神的に追い立てるかのような交渉方法、実質的な合意の強制がなされていたことを明らかにしている。イヴォンヌの証言については、以下のウェブサイトを参照。<http://www.mirarr.net/history.html>。

式に発表した<sup>14</sup>が、実質的には72年より直接間接的に継続されていたアボリジニ土地権者との交渉が、その発表以降にNLCの仲介の下で勢力的に行われることとなる。その結果、78年に先住権者代表であるミラル氏族のトビー (Toby Gangale) は、同意契約書にサインした。それを受けて79年に開発が開始され、81年に操業が開始されている。

### 3. ジャビルカ鉱山

#### 3-1. 水面下での動き

ジャビルカ鉱山の合意交渉は、レンジャー鉱山合意手続きと比べ、強引さが陰を潜めたものとなった。レンジャーとジャビルカとの大きな違いは、第一に、レンジャーが鉱床の発見・調査に先んじていたため政府との開発契約も早かったこと、第二に、既に原子力エネルギー法の下で、一時的とはいえ、オーストラリア政府の強力な介入によって設立されたレンジャー鉱山開発企業ERAが強い公的性格を有していたこと<sup>14)</sup> に対して、ジャビルカでは未だ交渉主体としての開発申請企業が私企業として国と幾分距離のあったパンコンチネタル (以下、パンコン) であったこと、そして第三に74年の田中首相のオーストラリア訪問時、レンジャーのウランが日本に輸出されることについて両国でMOUが結ばれていたことである。

おそらく第二、第三の相違が大いに関係したであろう。レンジャーと同じミラル氏族との合意形成は、レンジャーと比べて幾分慎重に進められた。他方、ミラル氏族の先住権者代表であったトビーおよびNLC代表のユヌピン (Galarrwuy Yunupingu)、若手のNLC委員も合意手続きで混乱し、疲弊してしまっていた (ブラッドベリ 1998) (Grey 1994)。こうした遅々とした手続きにより、1979年の米国スリーマイル島の原発事故と第二次オイルショックという

---

14) ERA設立時、政府組織AAEC (Australian Atomic Energy Commission) の強力な介入の下でAAECがERA権益の過半数を保有した後、1980年にその権益をPEKOおよびEZに売却した。

大きな逆風と化す二つの大きな出来事を迎えてしまった。

反原発運動が国内でも急速に力をつけ、国際価格も低迷してしまった。ジャビルカ鉱山開発の合意を早急にとりつけようとするオーストラリア政府のインセンティブは、当然のことながら低下した。政府からの圧力が失われた結果、もともと先住権者と立場の近い委員で占められていたNLCの立場は大きく揺るがざるを得ない。NLCは合意形成に関する強制力を失い、企業、アボリジニの双方を混乱させ、疲弊させ、合意手続きは迷走することとなった。

パンコンがミラル氏族から合意を獲得したのは、実際にレンジャー合意から4年後の1982年のことであった。しかし、その間、反核運動は着実に力をつけ、翌年の総選挙にむけてウラン鉱山の是非を大きな争点のひとつとして位置づけることに成功する。これを受けて労働党は三ウラン鉱山政策を党の方針として掲げて選挙に臨み、83年にはホーク労働党政権が誕生した<sup>15)</sup>。翌年、公約どおりホーク労働党政権の下で三ウラン鉱山政策が実施されたが、この政策により現行の三ウラン鉱山（ナバレック、レンジャー、オリンピック）以外の新たなウラン鉱山の開発は、ジャビルカ鉱山を含めて凍結されてしまったのである。

三ウラン鉱山政策は、1996年に自由党が政権を奪回するまで続けられることになるが、この政策に対して労働党内部も一枚岩ではなかった。87年には労働党政権内部から保守的なウラン政策への批判が表立ってなされ、党内で激しい論争が展開されるようになった。これを受けて89年には党内にてウラン政策検討委員会が設置されることとなる。さらに91年にはレンジャー鉱山を運営するERAがパンコンからジャビルカ鉱山のリース権を購入してジャビルカ鉱山開発の準備を進めていった。

他方、ミラル氏族はNGOから直接・間接の支援を受けながら、連邦政府のウラン鉱山開発圧力から解放されたNLCとともにレンジャー鉱山開発合意の無効を求める裁判を開始し、環境汚染、放射能汚染に対するモニタリングを実施

---

15) 1982年の労働党大会にて、1) 新しいウラン鉱山開発プロジェクトの不許可、2) 既存契約の遵守、3) 国内での濃縮および原子力発電の不許可が決定された。翌年83年の労働党議員大会でこの三ウラン鉱山政策が承認され、84年に政策として実施される。

するようになる。このレンジャー拒否運動は、国内外に張り巡らされたNGOのネットワークを通して、レンジャー鉱山における合意の問題、先住民族の文化および権利の重要性、レンジャー鉱山による環境汚染を広く国内外に訴え、自らの交渉力を高めていった。そして、このレンジャー拒否運動が、ジャビルカ鉱山反対運動に引き継がれていくこととなる。

### 3-2. ジャビルカ鉱山反対運動

1996年、「アジアの奇跡」による資源価格の長期高騰の下でホーク自由党政権が発足した。92年のマボ判決（Mabo v. Queensland 1992）が既存の土地契約を保護しつつも先住権が植民地化以降も消失していないことを宣言し、それを受けて95年に先住民族権利法が制定されたが、その拡大解釈を恐れた資源産業界の巻き返しがホーク政権を強力に支えていたといっても過言ではない。さらに、ホーク政権成立と同時に出されたウィック判決（Wik Peoples v. Queensland 1996）は、既存の土地契約と先住権の共存を謳っており、資源産業界に「激震」とさらなる結束をもたらすこととなった。

一方、ジャビルカ鉱山反対運動は、グローバル、ナショナル、ローカルそれぞれのレベルでの変化を取り込みながら、ネットワークを強化・拡大していった。ローカルレベルでは、二つの大きな変化により、強力なリーダーシップの下でローカル、ナショナル、グローバル全てのレベルへの情報発信能力が高められることとなった。

第一の変化は、1995年に生じた組織基盤の転換である。レンジャー鉱山の受け入れと同時に、その利益の受け皿としてガガジュ（Gagudju Association）が組織され、白人専門家に資金委託して資金運用とその分配を任せていた。しかし、膨大な赤字を出していた上、その赤字をERAや政府からの分配利益増大で穴埋めしようとして、ガガジュは先住権者を代表する組織として、真の先住権者の了解なくジャビルカ鉱山促進のロビー活動を行おうとしていた。当時、既にトビーの後継者として、先住権者として認められていたイヴォンヌは、このようなガガジュの動きに危惧を抱き、95年、真の先住権者たちとともに新たな

組織GAC (Gundjeihmi Aboriginal Corporation) を立ち上げる。この結果、先住権者たちはジャビルカおよびレンジャーのウラン鉱山反対のために結束しやすくなり、また、レンジャー鉱山や国立公園から得られる巨額の収入を反対運動に振り向けられるようになった。

第二の変化は、GACの設立に際してイヴォンヌの親戚で環境・先住権の活動家でもあるジャッキー (Jacqui Katona) を執行委員として迎え、イヴォンヌとの二大リーダーシップ体制がとられたことである。二人のカリスマとジャッキーの活動家としての経験・能力が、ミラル氏族を反ウランで統一させ、また、市民社会および政治界に対して強力な発言力の発揮を可能とさせたのである。

ナショナルレベルでも、1990年代半ばは、先住民族の文化や権利、環境に対する国民意識が増大した時期であった。他方で、ホーク政権のウラン開発再開宣言が国民の危機感と政府に対する不信感を増大させたが、このことによって国民の支持がNGOへと振り向けられるのは当然のことであった。

このような動きはオーストラリアだけではない。「北」そして「南」でのNGOネットワークの急速な成長は、世界中での資源開発の活発化と被害深刻化を大きな原動力として、活動をグローバルレベルにまで拡大し、相乗効果によりその効果を高めていったのである。大規模資源開発への批判や多国籍資源開発企業および国際開発援助機関への監視が強まった結果は、先述したような国際機関や各国政府、多国籍企業による持続可能な資源開発の模索と多国籍企業による自主規制洗練化であった。

ローカルとナショナル、グローバルを結びつけたのは、その当初よりオーストラリアにて反核運動の中心を担っていたACFおよびグリーンピース・オーストラリア、そして、1983年にダーウィンに設立されたECNT (Environment Center for Northern Territory) である。ネットワークの張り替えは、ミラル氏族の組織の再編成や新たなネットワークの参加といったネットワーク構成の表面的な変化のみにとどまらない。GACからの強い要望により、上記NGOは、ジャビルカ反対運動に関して、ミラル氏族との協議と同意なく活動内容や方針を決

定しないことを決めたのである。この結果、レンジャー反対運動および初期ジャビルカ反対運動に際して障害となっていた相互不信を大きく縮小することができるようになった。

これら組織を中心とする反核および環境保護のためのキャンペーンは、GACのミラル氏族、特にイヴォンヌから発せられたメッセージを国内外に効果的に発信し、またロビー活動をすることに成功した。国内では、都市部から離れた土地であるにもかかわらず、5,000人ものサポーターが次々とジャビルカに集結し、ジャビルカ鉱山ゲートにおいて8ヶ月にわたってバリケードを実行したのである。そして、このバリケードの最中、先住権者を含めて527人（先住権者は3人）がサイトへの不法侵入で逮捕される事態に発展したが、この事態はオーストラリア国中でERAへの批判に油を注ぐこととなった。

また、上院議員へのロビー活動は、レンジャー、ジャビルカにビバリー（Beverly）およびハネムーン（Honeymoon）というジャビルカ同様新たに開発された南オーストラリア州の2つを加えた計4ウラン鉱山に対する上院による公式調査へと結びついた。この調査報告書（The Senate Committee 2002）は、全てのウラン鉱山で不適切な管理から何度にもわたって放射能汚染を引き起こし、また、その処理も不十分であることを明らかにし、また、レンジャーとジャビルカでは繊細なアボリジニ文化への配慮の必要性を指摘した。本報告書は、さらに、ジャビルカでの合意形成が不適切な状態でなされたものであったと主張した。特に、レンジャーやジャビルカに関する調査に関しては、GAC独自の調査結果とGACへのヒアリングがふんだんに引用されており、GACの主張が前面に出されたものといってよい。

海外では、NGOネットワークの助けを得て、イヴォンヌとジャッキーが、欧米諸国および日本の政治家や市民、そしてUNESCOに対して、情報発信とロビー活動を行ったことにより、ジャビルカはグローバルレベルでも反核、平和、先住民族、環境に係る組織や専門家、多くの個人と協調関係を構築することに成功する。特に、ジャビルカ鉱山を世界遺産として登録する運動を展開する過程で、UNESCOからジャビルカ鉱山開発への警鐘（1996年）および開

発中止の要請（1998年）を引き出し、また、1999年にイヴォンヌとジャッキーは、活躍した草の根環境運動家に送られるゴールドマン環境賞を受賞し、受賞に際して当時のファーストレディのヒラリー（Hillary Rodham Clinton）との会合機会をも得た。

### 3-3. 企業の変化と自主規制

レンジャー鉱山開発当初、ERAは当時のオーストラリアにおけるウラン開発の政治的性格およびナショナリズム色の強い資源政策故に、強い政府の管理の下に置かれていた。その後、オーストラリア政府は介入の度合いを弱めていき、ERAは民間企業としての性格を強めていく。1991年、パンコンから権益を購入し、開発の手続きに入った際には、ERAの持ち株の68%を占めるNorth Ltd. が既に実質的な操業を担っていた。しかし、その操業主体の変化がアボリジニやNGOへの対応に影響することはなく、North Ltd.は、GACおよびNLCからの合意無効要求を拒否し、GACや環境NGOからの度重なる環境被害の主張にも十分対応することはなかった。

変化は、2000年にRio TintoがNorth Ltd.から全ての権益を引き継いだことから生じてくる。Rio Tintoは、最も早くからアボリジニとの関係の改善を経営戦略に組み込んだ鉱山企業のひとつである。1995年に新たに就任した最高経営者レオン（Leon Davis）の下で<sup>16)</sup>、しばしば敵対関係にあったアボリジニグループや人権・環境NGOとの対話を重んじ、持続可能な鉱山への転換を積極的に模索することが宣言された<sup>17)</sup>。これを契機として、多くの調査や対話を通して、Rio Tintoは、Rio Tinto独自のアプローチとしてのThe Way We Work<sup>18)</sup>、

16) 1995年、CRA Ltd.とRTZが合併し、Rio Tintoが誕生した。

17) 1995年、Rio Tintoの前身であるCRA Ltd.で新たに経営最高責任者となったレオンは、1) 途上国における開発、2) アボリジニとの協働、3) 環境ロビーとの協働、4) 住民との協働の4つの領域の重要性を強調したスピーチを行い、企業変革に乗り出した（Harvey 2005）（Harvey 2002）。

18) Rio Tintoの自主規制全体については、[http://www.riotinto.com/ourapproach/17194\\_our\\_performance.asp](http://www.riotinto.com/ourapproach/17194_our_performance.asp)、The Way We Workについては、[http://www.riotinto.com/documents/ReportsPublications/The\\_way\\_we\\_work\\_2009.pdf](http://www.riotinto.com/documents/ReportsPublications/The_way_we_work_2009.pdf)を参照。

そして鉱業内およびグローバルレベルでの主要な自主規制・努力である Global Reporting Initiative<sup>19)</sup>、International Council on Mining and Metals (ICMM) Sustainable Development Framework、Millennium Development Goals<sup>20)</sup>、United Nations Global Compact、Carbon Disclosure Project<sup>21)</sup>、Dow Jones Sustainability Index<sup>22)</sup>、FTSE4Good<sup>23)</sup>、Carbon Disclosure Project<sup>24)</sup>に参加し、非常に先駆的な自主規制を作り上げていったのである。

レンジャー、ジャビルカ両鉱山のRio Tintoへの組み込みは、当然、Rio Tintoの自主規制の試金石として世界中の注目を集めることとなる。そして、2001年、Rio Tintoの経営最高責任者ロバート（Robert Wilson）は、株主総会においてジャビルカ鉱山の採掘の10年間の凍結を宣言し、さらに03年にはNLCを介して、Rio Tinto/ERAはミラル氏族のジャビルカ鉱山への拒否権の合意に踏み切った。これを受け、ミラル氏族は拒否権を行使する。同時に、Rio Tinto/ERAは、ジャビルカ区内の鉱石の坑道への埋め戻し、閉山と修復に関する長期管理に関しても合意（Jabiluka Long-Term Care and Maintenance Agreement）が形成されることとなった。

## 4. マッカーサーリバー鉱山

### 4-1. 摩擦前史

ジャビルカ鉱山反対を支えた社会条件が、NT東端の地、マッカーサーリバー地域でも強い追い風となっていたことは間違いない。しかし、現状を結果と認識するならば、それはジャビルカとは全く反対のものとなってしまった。

マッカーサーリバー鉱山（以下、MRM）は、ダーウィンから南東740km、最

19) <https://www.globalreporting.org/Pages/default.aspx>参照。

20) <http://www.un.org/millenniumgoals/>参照。

21) [http://www.riotinto.com/library/3608\\_s\\_e\\_reports.asp](http://www.riotinto.com/library/3608_s_e_reports.asp)参照。

22) <http://www.sustainability-indexes.com>参照。

23) [http://www.ftse.com/Indices/FTSE4Good\\_Index\\_Series/index.jsp](http://www.ftse.com/Indices/FTSE4Good_Index_Series/index.jsp)参照。

24) <https://www.cdproject.net/en-US/Pages/HomePage.aspx>参照。



寄りの町ボロローアから南西へ45kmに位置し、スイス籍のXstrataによって完全に所有される亜鉛鉱山である。MRMは、4つのアボリジニグループであるヤニュー (Yanyuwa)、ガラワ (Garrawa)、グルダンジ (Gurdanji)、マラ (Mara) の文化的領域と重複しているため、それらグループとの交渉および合意に基づいた利益分配が不可欠となる。

マッカーサーリバー鉱床が発見されたのは、1888年まで遡る。しかし、本格的な大規模な探鉱は戦後まで待たねばならなかった。開発への本格的な動きは1977年のフィービリティ調査であり、その後改めて89年にその評価が行われた。この89年の再調査の際、アボリジニ先住権者との間で探鉱および開発に関する交渉がもたれ、住民たちも鉱山の位置や採掘方法（坑内掘）、補償と利益分配に関して、合意に達している。92年～93年にかけて日本企業（日鉱、丸紅、三井物産）のコンソーシアムANTミネラルズとの合弁を決め、93年にNT政府から正式な許可を受けて開発され、95年に操業が開始された。

しかし、2001年の調査によって、坑内掘が長期的に経済性を有さず、露天掘への移行の必要性が明らかになると、MRMはNTに対して露天掘への転換を打診し、03年に露天掘りへの転換を含めた鉱山操業の修正に関するEISが正式に受理される。その後、2005年にXSTRATAがANTミネラルズの権益を買収し、MRMはXstrataの完全所有鉱山となった。

#### 4-2. 裁判闘争

2005年に露天掘への転換を公式に宣言したXstrataは、03年のEIAを元にしたEIS補足資料（05年）と環境レポートおよび鉱山管理計画（06年）を提出し、その年にNT政府に正式に受理された。同時に、連邦政府との間においてEBPC法に基づいた合意も締結され、露天掘開発の手続きが正式に完了した。

一方、アボリジニの先住権者グループは、その当初、坑内掘開発の際に約束された雇用やビジネス支援が守られておらず、露天掘への転換に関して十分なコンサルテーションを受けていないこと、転換に伴うマッカーサー川の流の一部の移動がドリミングに重要な地形を破壊すること、鉱山利益の分配に伴

う白人ビジネスマンの地域内の影響力向上によるアボリジニ排除、操業開始以降の多様な生物の減少とそれらの怪死現象に対して、大きな不満や懐疑、嫌悪を募らせていた。特に、マッカーサー川の流形をドリーミングで重要なレインボーサーペントとして認識するアボリジニグループにとって、川の道筋を変えることは許されざる行為として受け取られた。

先住権者たちはNLCのボロローア支部を通して問題をNLCと共有し、NLCのネットワークを通じてNGOやNGOに連なる専門家ともつながりを拡大していく。NGOでは、ジャビルカ反対運動でも中心的な役割の一端を担ったECNTが支援を行い、反対キャンペーン（campaign to save the McArthur River）を展開した。

2006年、NT政府がMRMの露天掘転換を受入れ、建設が開始されると、先住権者グループは、NLCおよびECNTと連携して、2つの訴訟を同時に進行させていく。ひとつは、露天掘への転換が新たな住民合意を必要とすべきであるとして北部準州鉱山管理法（Mining Management Act of Northern Territory）違反を北部準州高等裁判所に訴え、ひとつは深刻な環境影響が生ずるとしてEBPC法違反を連邦裁判所に訴えた。さらに、NT政府に対して、係争中の開発凍結を要求した。しかし、NT政府は違法判決が出た場合の開発中止と現状修復を約束したのみで、工事凍結の要求を受け付けなかった。これら裁判では、連邦裁判所でこそ敗訴したが<sup>25)</sup>、07年の4月30日、北部準州高等裁判所は先住権者たちの訴えを認める判決を出すに至った<sup>26)</sup>。

ところが、NT政府は3日後の5月3日に急遽議員を召集して敗訴の根拠となる法律（McArthur River Project Agreement Ratification Act 1992）の文言を改正し（McArthur River Project Amendment [Ratification of Mining Authorities] Act 2007）、採掘方法の転換に際して新たな先住権者の合意取得の必要性をなくしてしまった。判決そのものが無意味化された結果、開発は継続され、露天掘へ

25) 判決に関しては、<http://www.austlii.edu.au/au/cases/cth/FCA/2008/903.html>参照。

26) 判決に関しては、<http://www.supremecourt.nt.gov.au/archive/doc/judgements/2007/ntsc/20070525ntsc36.html>を参照。

の転換および操業への移行も完了している。

## 5. 三鉱山の相違

レンジャーでの反対運動は、ローカルレベルでの結束、NGOとの連携やその結果として得られる国内外との市民社会との連帯において、開発を拒否するには不十分であり、無力であった。しかし、その経験や成果は、ジャビルカへと生かされ、国内外での追い風を受け、また、その追い風のひとつとなって、反核、環境、先住権をキーワードとする社会変革の方向性において効果的に機能するグローバルネットワークを構築することに成功した。

ジャビルカに顕著であったアボリジニ拒否権実行に対する追い風は確かにあった。それにもかかわらず、結果においてMRMで全く反対になってしまったのは、ジャビルカで効果的に機能したグローバルネットワークがマッカーサーリバーで同じように機能しなかったからに他ならない。その第一の理由は、MRMが世界的に注目度の高いウランではなかったことである。ECNTも、裁判こそ支持したものの、ウランを鉱山キャンペーンの中心においているために判決以降は積極的な関与をやめてしまった。ダーウィンからジャビルカへの訪問が車で片道3～4時間程度であるのに引き替え、MRMへは一日中車を運転して丸2日、休みを取りながら行くなら丸3日を要する。ECNTはこのコストと労力を積極的に捻出するインセンティブを有さなかったのである。ジャビルカであれば、反鉱山運動のみならず、反核運動、平和運動、先住民族運動、環境運動との接点を持てるため、活動への注目度、活動のメリットも高い。しかし、亜鉛はウランと比べて被害の深刻度が低いと認識されており、カカドゥ国立公園外であるために国立公園と比べて環境アピール度も低い。NGOにとって多額のコストを支払ってでもキャンペーンの中心に置いておくメリットはないのである (Stuart 2011)。

第二の理由は、先住権者の運動経験の差である。ジャビルカにおけるイヴォンヌやジャッキーのようなローカルとナショナル／インターナショナルを効果

的に結びつけるカリスマとリーダーシップを併せ持った存在はMRM運動で存在せず、GACのようなローカルの主張を集約し、発信する組織も構築できず、したがって、グローバルネットワークの起点としてNGOネットワークとつながり、効果的に情報発信し、行動と変革へと結びつけることができなかつたのである。

批判の受け手としての企業側にも大きな違いが存在する。Rio Tintoは、先住権者やNGO、市民社会といった20世紀末に台頭してきた新たなステークホルダーに対して非常に敏感な企業であった。Rio Tinto/ERAは、NLCや先住権者、NGO、その他多くのステークホルダーとの対話を積極的にこなし、ジャビルカでは、撤退こそしていないものの、時間をかけた先住権者との信頼形成のために、操業までこぎ着けていたプロジェクトを凍結し、鉱石を坑道に埋め戻す程の多大なコスト支出を決意している。

他方、XSTRATAも表面的には独自の厳しい自主規制を課し、Rio Tinto同様、ICMM Sustainable Development FrameworkおよびUN Global Compactといった国際的な自主規制への参加や国連の人権宣言の尊重を表明している<sup>27)</sup>。しかし、その姿勢は、Rio Tintoと大きく異なり、先住権者やNLCとの交渉および情報開示の要求になかなか応じず、また要求や批判も海外部署でたらい回しにした挙げ句にうやむやにしている例が少なくない<sup>28)</sup>。CRAの頃から長くメジャーズの地位にいて市民活動の世界的な監視の下におかれていたが故に自主規制を積極的武器に位置づけるRio Tintoと新参メジャーズとして市民活動の監視網がほとんど張られていないXSTRATAとの違いが、確かに2つの事例の差としてあらわれてきていることは間違いない。

しかし、根拠法の変革によって無意味化したとはいえ、ネットワークに支え

27) XSTRATAの自主規制の枠組みに関しては、<http://www.xstrata.com/sustainability/our-approach/sustainable-development-framework/>参照。Global Compactへの参加は2005年であるが、ICMM Sustainable Development FrameworkへのXSTRATAの参加は、まさに裁判判決無効化の2006年6月であった。

28) 特に、NLCボロローア支部の職員およびECNT職員ともに、Xstrataとの交渉の感触なさに苛立ちを募らせている (Green et al. 2011)。

られた裁判闘争で先住民族側が一度勝利したのは事実である。闘争は未だ続いており、経験の蓄積によるネットワークの拡大と効率化は、自主規制の遵守への更なる圧力となって、オーストラリア内外でXSTRATAを苛んでいる<sup>29)</sup>。同時にXSTRATAも自主規制への関心を強め、自主規制を強化し、その姿勢と成果を積極的に世界中に発信し始めている。

## おわりに

オーストラリアにおける鉱山開発では、鉱山開発を支持するために民主化の一環としての住民参加を阻害する「資源の呪い」第三のルートの片鱗を確かに見ることができる。他方で、アボリジニの深刻な被害が先住権やアボリジニの実質的な参加を後押ししてきているのも間違いない。

しかし、その矛盾が解消された訳では決してない。矛盾は、合意手続きの形骸化か鉱山拒否かの二者択一から抜け出していないからである。ジャビルカでは拒否に成功しているように見える。他方、Rio Tintoや鉱山町ジャビルー町、その他多くのオーストラリア国民が、国立公園および公園内のアボリジニの経済的豊かさが鉱山利益によってしか維持できないと信じており、長期的にはレンジャー鉱山もしくはクンガラ鉱山を受け入れるしかないと考えている<sup>30)</sup>。鉱山に依存しない新たな生活手段創出およびそれを支える環境および文化意識創出というGACの試みも、まだまだ課題が山積している (O'brien et al. 2011)<sup>31)</sup>。

しかし、オーストラリアにおいて、フィリピンのように国全体を巻き込むような抑圧や社会混乱に至っていない点は重要である。この決定的な相違は、

---

29) 2012年3月に判決の出たXSTRATAとFriends of the Earthとの化石燃料が環境に与える被害に関する裁判は、XSTRATAの勝訴に終わってこそのもの (XSTRATA v Friends of the Earth 2012)、オーストラリア国内外の市民社会の注目を集めることとなった。判決については、<http://www.landcourt.qld.gov.au/documents/decisions/MRA092-11etc.pdf>参照。

30) 2010年10月のジャビルー町議員 (Robinson 2008)、NLC職員 (Howard 2008) へのインタビューより。

31) 新たな試みについては、Gundjeihmi Aboriginal Corporation (2010) 参照。

ローカルからナショナルのレベルにかけてのネットワークの差として説明することが可能かもしれない。大規模資源開発が政権交代にほとんど影響を与えないが故に地域住民に矛盾を強引に押し付けるフィリピン政府と、政権交代にまでアボリジニ政策が影響を与えるが故に矛盾の一方的な押しつけを難しくしているオーストラリアとの政治的なネットワーク機能の違いである。この仮説を証明するためには、オーストラリアの市民社会と政治との連関に関する分析、他州の事例も交えた包括的な視点からの事例分析とその積み重ねの結果としての民主制度への影響を探らなければならない。

加えて、地理的条件や歴史的條件が武装組織介入の余地を著しく狭めている点もおそらく無視できない。この点については、アボリジニの抵抗史を紐解く必要があるだろう。

## Reference

- Acemogle, D., S. Johnson, and J. A. Robinson. 2003. "An African Story: Botswana". in *In Search of Prosperity: Analytical Narratives of Economic Growth*. ed. by Rodrik. Princeton University Press
- Adamson, G. 2008. *Stop Uranium Mining!: Australia's Decade of Protest 1975-85*. Resistance Books
- Arezki, R., T. Gylfason, and A. N. R. Sy eds. 2012. *Beyond the Curse: Policies to Harness the Power of Natural Resources*. International Monetary Fund
- Auty, R. M., 1993. *Sustaining Development Mineral Economies: The Resource Curse Thesis*. London Routledge.
- Auty, R. M. ed. 2004. *Resource Abundance and Economic Development*. Oxford University Press
- Bannon, I. and P. Collier eds. 2003. *Natural Resources and Violent Conflict: Options and Actions*. The World Bank
- Collier, P. and A. Hoeffler. 2004. "Greed and Grievance in Civil War." *Oxford Economic Papers* 56(4)
- Collier, P. 2010. "The Political Economy of Natural Resources." *Social Research* 77(4)
- Collins, B. 2000. *Kakadu region Social Impact Study Community Report*. KRSIS Implementation Team
- Cousins, D. and J. Nieuwenhuysen. 1984. *Aboriginals and the Mining Industry: Case Studies of the Australian Experience*. George Allen & Unwin
- Eifert, B., A. G. and N. Tallroth. 2003. "The Political Economy of Fiscal Policy and Economic Management in Oil-exporting Countries". in *Fiscal Policy Formulation and Implementation in Oil*

- Producing Countries*. eds. by Snott and de la Torre. World Bank
- Ekeli, T. and A. N. R. Sy. 2011. “The Economics of Sovereign Wealth Funds: Lessons from Norway”. in *Beyond the Curse: Policies to Harness the Power of Natural Resources*. eds. by Arezki et al. International Monetary Fund
- Fox R. W., G. G. Kelleher, and C. B. Kerr. 1977. *Ranger Uranium Environmental Inquiry Second Report*. Commonwealth Australia
- Fox R. W., G. G. Kelleher, and C. B. Kerr. 1976. *Ranger Uranium Environmental Inquiry First Report*. Commonwealth Australia
- Gelb, A. 2011. “Economic Diversification in Resource Rich Countries”. in *Beyond the Curse: Policies to Harness the Power of Natural Resources*. eds. by Arezki et al. International Monetary Fund
- Grey, A. J. 1994. *Jabiluka: The battle to mine Australia’s Uranium*. Text Pub. Co.
- Gundjeihmi Aboriginal Corporation. 2010. *The Mirarr: Yesterday, Today and Tomorrow*
- Harber, S. and V. Menaldo. 2011. “Do Natural Resources Fuel Authoritarianism?” *American Political Science Review* 105(01)
- Harvey, B. 2004. “Rio Tinto’s Agreement Making in Australia in a Context of Globalisation”. in *Honour Among Nations?: Treaties and Agreements with Indigenous People*. eds. by Langton et al.
- Harvey, B. and D. Brereton. 2005. “Emerging Models of Community Engagement in the Australian Minerals Industry”. paper presented at the UN Conference on engaging communities, Brisbane, 2005
- Humphreys, M., J. D. Sachs, and J.E. Stiglitz eds. 2007. *Escaping the Resource Curse*. Columbia University Press, New York
- Langton, M., M. Tehan, L. Palmer, and K. Shain eds. 2004. *Honour Among Nations?: Treaties and Agreements with Indigenous People*. Melbourne University Press
- Larsen, E. R. 2005. “Are Rich Countries Immune to the Resource Curse? :Evidence from Norway’s Management of its Oil Riches”. *Resources Policy* 30
- McClelland, J. R. 1985. *The Report of the Royal Commission into British Nuclear Tests in Australia*. Australian Government Publishing Service
- Martin, B. 1982. “The Australian Anti-uranium Movement Alternatives”. *Perspectives on Society and Environment* 10(4). Retrieved 15 December 2010.
- Mehlum, H., K. Moene, and R. Torvik. 2006. “Institutions and the Resource Curse.” *Economic Journal* 116
- Otto, J. M., J. Cordes, and G. R. Pring. 1998. *Trends in International Environmental Law Affecting the Mining Industry* (Prepared for Metal Mining Agency of Japan), Colorado School of Mines
- Pidsley, S. M. ed. 2002. *Rum Jungle Rehabilitation Project Monitoring Report 1993 – 1998*. NT Dept. of Infrastructure, Planning & Environment (NTDIPE), Palmerston, NT

- Sachs, J. D. and A. M. Warner, 1995. *Natural Resource Abundance and Economic Growth*. NBER Working Paper No.5398. Cambridge, Mass.: National Bureau of Economic Research
- Shultz, J. 2005. *Follow the Money: A Guide to Monitoring Budgets and Oil and Gas Revenues*. Open Society Institute
- Snott, N. and A. de la Torre eds. 2003. *Fiscal Policy Formulation and Implementation in Oil Producing Countries*. World Bank
- Robinson, J. A, R. Torvic, and T. Verdier. 2006. "Political Foundations of the resource Curse." *Journal of Development Economics* 79
- Rodrik, D. ed. 2003. *In Search of Prosperity: Analytical Narratives of Economic Growth*. Princeton University Press
- Ross, M. L. 2001. "Does Oil Hinder Democracy ?" *World Politics* 53
- Ross, M. L. 2003. "Resources and Rebellion in Aceh, Indonesia". Prepared for the Yale-World Bank project on "the Economics of Political Violence".
- Rumsey, Al. and J. Weiner eds. 2004. *Mining and Indigenous Lifeworlds in Australia and Papua New Guinea*. Sean Kingston Publishing
- The Senate Committee. 2002. *Regulating the Ranger, Jabiluka, Beverley and Honeymoon Uranium Mines*. Commonwealth of Australia
- Usui, N. 1997. "Dutch Disease and Policy Adjustments to the Oil Boom: Comparative Study of Indonesia and Mexico." *Resource Policy* 23(4)
- Walker, J. and S. Howard. 2002. *Finding the Way Forward: How Could Voluntary Action Move Mining Towards Sustainable Development?*. iide
- 栗田英幸. 2005. 「開発のディレンマを越えて：大規模資源開発とグローバルネットワーク」 郭洋春・戸崎純・横山正樹編『環境平和学：サブシステムの危機にどう立ち向かうか』法律文化社
- 栗田英幸. 2006. 「立ち上がる先住民民族とグローバルネットワーク」明治大学軍縮平和研究所『軍縮地球市民』No. 6 西田書店
- 栗田英幸. 2008 a. 『サンロケダム闘争史：なぜ、大規模資源開発は失敗するのか？』愛媛大学法文学部総合政策学科
- 栗田英幸. 2008 b. 「『資源の呪い』のオルタナティブ：グローバルなネットワークとエンパワメント」中村則弘・栗田英幸編『等身大のグローバリゼーション：オルタナティブを求めて』明石書店



## 映像

ブラッドベリ, 1998. 『ジャビルカ：私たちの電気がアボリジニの大地を壊す』 ビデオプレス

## 法律

Aboriginal Land Rights Act 1976 (NT)

Environment Protection and Biodiversity Conservation Act 1999 (CW)

Mining Management Act of Northern Territory (NT)

McArthur River Project Agreement Ratification Act 1992 (NT)

McArthur River Project Amendment (Ratification of Mining Authorities) Act 2007 (NT)

Native Title Act 1993 (CW)

## 訴訟判決

Mabo v. Queensland (No.2). 1992. 175.C.L.R.1

Wik Peoples v. Queensland. 1996. 187. C.L.R.1

Lansen & Ors v NT Minister for Mines and Energy & Ors. 2007. NTSC 36

Lansen v Minister for Environment and Heritage. 2008. FCA 903 (13 June 2008)

XSTRATA v Friends of the Earth. 2012. QLC 013

## インタビュー

Robinson, Bree. 18<sup>th</sup> Nov. 2008. Jabiru Town Council. Jabiru Town Office

Smith, Howard. 15<sup>th</sup> Nov. 2008. Special Project Officer of NLC. NLC Office in Darwin

Sweeney, Dave. 27<sup>th</sup> Feb. 2008. Nuclear Free Campaigner of ACF. ACF Office in Melbourne

Jackie, Green and Daniel Shatforth. 11<sup>th</sup> Nov. 2011. Traditional Land Owner in MacArthur River Mine Area. NLC Office in Borroloola

Mulholland, Daniel. 11<sup>th</sup> and 12<sup>th</sup> Nov. 2011. Senior Project Officer of NLC. NLC Office in Borroloola

O'Brien, Justin and Kyle Geoff. 17<sup>th</sup> Nov. 2011. Executive Officer of GAC and Science Officer of GAC. GAC Office in Jabiru

Stuart, Blanch. 15<sup>th</sup> Nov. 2011. Coordinator of ECNT. ECNT Office in Darwin

表 1 北部州の主要鉱山に関する年表

	4,200トン Rum Jungle Resources	10,858トン QML	生産中 Pooled/Protonic Zinc → Ranger Uranium Mine → ERA → Rio Tinto Ranger	未開発 Panamsant (カンパ) ERA → Rio Tinto Jahrluka	未開発 Noranda → Kooingarra	亜鉛鉱山 MIM → BIRAM → ASTRAIA McArthur River
イェロスーストーン生産量						
採掘・閉坑企業						
鉱山名						
国およびNTでの出来事						
1949	OXenZの自由開発					
1950	●私採発見					
1950	●生産開始					
1953	●電子カエナキ法 (CW)					
1957	●言葉調問始定					
1958	●生産終了					
1958			●北部州保健局が東アリゲーター川流域を国立公園とする提案			
1966	○カルト自由開発					
1967	○アボリジニ土壌層被法 (SA)					
1967	○フォッキューン自由開発					
1968	○コートン自由開発					
1969			●PvoとEZが会同ワラン探査			
1970			●OMLによる探査開始			
			●空中探査による発見 (5月)			
			●住居の了解なしにドリル・ミニング			
			●結果に不満足感を生み、探査手帳へ			
			●社員の労働争いをNT政府へ提出			
			●私採閉坑			
1971	○マクマホン自由開発					
1972	○ワットマン自由開発					
1973	○コアラ自由開発					
1974	●連邦政府とNabarlek, Rangerが輸出契約締結					
1975	○アボリジニ土壌層被法 (CW)					
1975	○アボリジニ土壌層被法 (CW)					
1976	○アボリジニ土壌層被法 (CW)					
1977	○アボリジニ土壌層被法 (CW)					
1978	○アボリジニ土壌層被法 (CW)					
1979	○アボリジニ土壌層被法 (CW)					
1980	○アボリジニ土壌層被法 (CW)					
1981	○アボリジニ土壌層被法 (CW)					
1982	○アボリジニ土壌層被法 (CW)					
1983	○アボリジニ土壌層被法 (CW)					
1984	○アボリジニ土壌層被法 (CW)					

鉱業先進国オーストラリアにおける民主制度の変質とネットワーク

1985						
1987	●労働党内でワラン採掘競争	●ミル終了	●NLGがレンジャー合意無効の裁判を開始 ●カカドウ国立公園スレージIIIが世界遺産リストに決定			●鉱山の再評価 ●NTに開発競争勃発
1989	○鉱業法 (NT)		●PRAMがパンクンからリソース購入 ●カカドウ国立公園スレージIIIが世界遺産リストに決定			●MIRA設立 ●NTに開発競争勃発
1991	○キーンランド労働法改修		●Cocoranがリソースを購入し、再交渉			●MIRA再設立 ●NTに開発競争勃発
1992	△Mabo判決 (CW)	●修復作業開始	●AC設立 ●世界遺産委員会がジャビルカカドウ関係に審議			●MIRA再設立 ●NTに開発競争勃発
1993	△安住民族法 (CW)		●ミラル氏族がジャビルカカドウ開発反対のための組織 (財団) を設立 ●世界遺産委員会にワラン鉱山およびミルについて真実を要求			●MIRA再設立 ●NTに開発競争勃発
1994	△Validation Act (NT)		●建設開始 ●5,000人超がジャビルカカドウ入口にて8ヶ月間の抗議活動を実施、水不足に陥り抗議活動が激化する			●MIRA再設立 ●NTに開発競争勃発
1995	○ハワード自由党政権 (3ワラン鉱山) の開始	●修復終了	●高濃度ワランが市場に出回す			●MIRA再設立 ●NTに開発競争勃発
1996	○AWMの改修 (CW)		●ミラル氏族はERAのミルをレンジャー管内に建設する案を拒否 ●東部パイプラインからスレージIIIが抽出			●MIRA再設立 ●NTに開発競争勃発
1997	○ラッド労働法改修		●環境パイプラインからスレージIII抽出			●MIRA再設立 ●NTに開発競争勃発
1998	○ハワード自由党政権		●カカドウ国立公園と鉱山がアボリジニ生活向上に貢献していない (カカドウ地域社会影響評価報告書)			●MIRA再設立 ●NTに開発競争勃発
1999	△EPBC法 (CW)		●Ranger, Jabibilka, Beverly and Honeymoon uranium mines			●MIRA再設立 ●NTに開発競争勃発
2000						●MIRA再設立 ●NTに開発競争勃発
2001	△NT鉱業管理法 △ワラン鉱業法 (NT)	●修復モニタリングレポート	●元老院の調査報告書 [Regulating the Ranger, Jabibilka, Beverly and Honeymoon uranium mines] ●Rio Tintoとミラル氏族間でミラル氏族の拒否を認めざるを得ない			●MIRA再設立 ●NTに開発競争勃発
2002						●MIRA再設立 ●NTに開発競争勃発
2003						●MIRA再設立 ●NTに開発競争勃発
2004			●労働党内でワラン採掘競争			●MIRA再設立 ●NTに開発競争勃発
2005			●生産終了の6年延長決定 (2020年まで)			●MIRA再設立 ●NTに開発競争勃発
2006			●レンジャー内で新鉱床発見			●MIRA再設立 ●NTに開発競争勃発
2007						●MIRA再設立 ●NTに開発競争勃発
2008						●MIRA再設立 ●NTに開発競争勃発
2009						●MIRA再設立 ●NTに開発競争勃発
2009						●MIRA再設立 ●NTに開発競争勃発

注1 (CW, NT), (SA) は、それぞれ連邦政府および北領土州、南オーストラリア州を指す  
注2 (CW) ●各鉱山に関する出版書、△は法律、○は政権、■はその他の出典を示す  
注3 (CW) ■は、Environmental Impact Assessment, DOIはNotice of Intention, EISはEnvironmental Impact Statement, EPBCはEnvironmental Protection and Biodiversity Conservation Act 1999を示す  
注4 (CW) ■は、National Indigenous Environmental Report, NIWERはNational Indigenous Environmental Report, NIWER (2002), The Senate Committee  
注5 (CW) ■は、Collins (2000)、GAC (2010)、Pridley et. (2002) 、 The Senate Committee (2002)  
注6 (CW) ■は、http://www.energy.gov.au/documents/history\_timeline.pdf)、Xaratunウェブサイト (http://www.miningandhistories.com)、EINウェブサイト (http://www.environmentalhistorians.com)、GACウェブサイト (http://www.gac.gov.au/about-us/pages/history.aspx)、GACウェブサイト (http://www.gac.gov.au/about-us/pages/history.aspx)、GACウェブサイト (http://www.gac.gov.au/about-us/pages/history.aspx)、GACウェブサイト (http://www.gac.gov.au/about-us/pages/history.aspx)。まで2010年9月26日確認。  
注7 (CW) ■は、http://www.environmentalhistorians.com